

グラブの多重商標の表示と投手用グラブの刺繍糸について

1 グラブの多重商標の表示について

【現 状】

現在販売されているグラブの商標の大きさと数については、現行の野球規則に違反している物が多数販売されており、そのグラブを購入した全軟連登録選手あるいは支部役員・審判員から事務局に「このグラブで大会参加が可能か」との問合せがある。(写真参照)

【今後の対応】

野球規則に違反しているため使用不可とし、選手にグラブの買い替えを求めることは経済的負担を強いることになり好ましくないと判断した。今後は、グラブの商標の大きさと数については規制しないこととする。

【現行野球規則と他団体の現状】

(1) 野球規則 2022

背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちのいずれか1カ所に限定、その大きさは縦4 cm以下、横7 cm以下でなければならない。なお、本条は所属する連盟、協会の規定に従う。

(2) 他団体の現状

- ① JABA： 2カ所以内（背帯か背帯に近い部分、親指のつけ根部分、表面の指部分）、商標の大きさは、1つ目は28 cm²以下、2つ目は14 cm²以下
- ② 大学： 野球規則どおり
- ③ 高野連： 野球規則どおり

2 投手用グラブの刺繍糸の色制限について

【現 状】

投手用グラブの刺繍糸の色は、本体と同色に限り認めるとしているが、本体と同色では見えづらく刺繍を付する意味がないとの意見が寄せられた。

【今後の対応】

刺繍糸の色については、プレイに影響を及ぼさないと判断し規制しないこととした。また、背番号、個人名、チーム名等を刺繍で付することは野球規則に記述がなく、今後は色・大きさ共に制限なしとする。

【現行野球規則と他団体の現状】

(1) 野球規則 2022

背番号、個人名、チーム名などを刺繍で表示することについては記述なし。

(2) 他団体の現状

- ① JABA： チーム名及び背番号の刺繍入れを認める。親指のつけ根部分1カ所に限る。刺繍糸は単色とする。
- ② 大学： 親指のつけ根に近い箇所に限定、大きさは縦・横3.5 cm以下、色は黒色

以上

グラブの多重商標表示と本体同色刺繍の参考写真

1 多重商標グラブについて

①規格内商標1カ所と規格外商標1カ所



②規格内商標1カ所と規格外商標3カ所

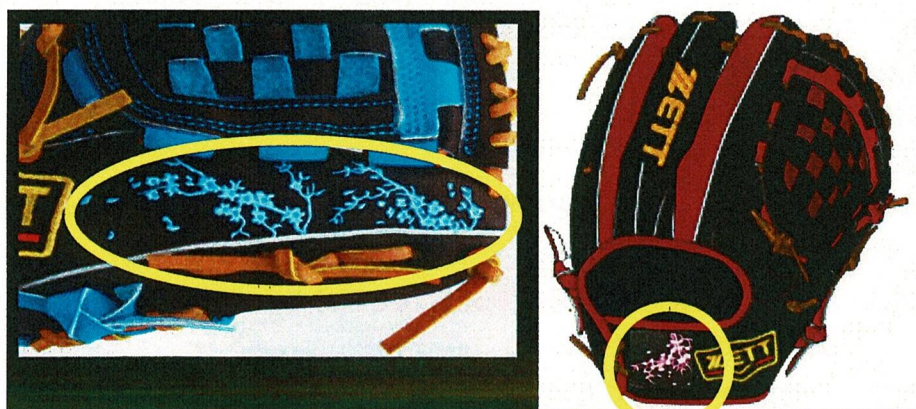


2 投手用グラブの刺繍糸について

※ 本体と同色のため「21」が見えづらい。(赤部分は本体の色と異なるので現状違反)



3 今後販売される野手用グラブ（柄模様の刺繍）



《凡例》 ○：規格外商標

○：規格内商標・刺繍

○：現行規制なし

以上